

平成26年第11回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成26年11月25日(火)午後2時00分

議会棟A・B会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

	2番 中村良男
3番 須藤喜一郎	4番 三須清一
5番 齋藤隆	6番 染谷智一郎
7番 新堀政夫	8番 渡辺陽一郎
9番 森正昭	10番 阿曾敏夫
11番 齋藤剛広	12番 大野木奥治
15番 江原俊光	16番 高田勝禧
17番 渡邊光雄	18番 川村泉治
19番 増田勝己	

4. 欠席委員

1番 掛川正治	13番 小池良雄
14番 早川真	

5. 出席事務局職員

局長	海老原美宣
次長	木村孝夫
次長補佐	落合敦
農地係長	富塚隆則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(継続審議)

- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について
- 議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

- 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

事務局 皆さん、こんにちは。時間になりましたけども、開会前に今日配布しました資料について事務局からご説明いたします。

富塚君。

事務局 皆さん、こんにちは。私のほうから机の上に置かせていただきました配布資料についてご説明させていただきます。

まず一つはこの綴ってあります『農地転用アンケートについて関係機関等への相談（報告）』、これは先月の総会で継続審議となりました案件につきまして、関係機関のほうへ相談した結果がここに記されておりますのでどうぞご覧になってください。

それと、皆様のほうに配布しております議案資料の 14 ページにこのような図がありますが、それを配布してあるこの用紙に差し替えのほうをお願いしたいと思います。

もう 1 枚は先月継続審議となりました案件につきまして、譲受人の倉田建材のほうから、これから地元住民との説明会があり、それに伴いまして協議をした上で変更する可能性があるということで、変更図面を提出させていただく予定でありますという申出書が出ております。このコピーを参考に皆様にお渡ししております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長 ただ今から平成 26 年第 11 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 16 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

2 番 中村良男委員

3 番 須藤喜一郎委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名いたします。

本日の議案について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。本日ご審議いただく案件は、議案第 1 号から議案第 5 号までの 5 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について（継続審議）」でございます。先月の第 10 回総会で結論が出なかったことにより継続審議になった議案です。申請件数は 4 件です。

議案第 2 号は「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 3 件で

す。

議案第 3 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 7 件です。

議案第 4 号は「農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について」です。申請件数は 1 件です。

議案第 5 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は、新規の設定が 8 件、再設定が 4 件、所有権移転が 3 件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について（継続審議）」は譲受人が同一人であることから整理番号 1 から 4 までを一括審議したいと思いますが、いかがですか。（異議なし）

異議ないものと認めます。

それでは事務局より議案の朗読をお願いします。

事務局 議案書 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について（継続審議）」。第 10 回我孫子市農業委員会総会において継続審議になりましたので、再度この会の意見を求めます。提出日平成 26 年 11 月 25 日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

事務局からは以上です。

議長 続いて、須藤第 3 調査会長から調査結果の報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 では、議案第 1 号整理番号 1 から 4 までの調査結果について報告します。

この案件は先月の第 10 回総会で審議をしたものの、許可・不許可の結論に至らず、継続審議となったものです。第 3 調査会では、総会で盛土の高さが大きな問題となり、また、周辺の住宅地への水害や地盤への影響等を危惧する意見が出されたことを受けて、今月の 17 日譲受人及び譲渡人全員の出席の下、再度調査会を開催しました。

現地調査では実際の盛土の高さを示したポールにより高さを現認し、譲受人に対しては盛土の高さの理由、必要性に対する疑問について再度尋ねました。譲受人からは前回同様、平成 20 年に農地造成した隣地の農地と比べて 50cm ほど高く盛りたいとの返答でした。

なお、現地調査に先立ち、事務局よりいわゆる県残土条例の担当と協議した結果の報告があり、この中で、県残土条例に係る事前協議において地元住民への説明会の実施及びそこでの住民側からの意見要望等を事業計画へ反映することといった事務指針があることを確認しました。また同様に、雨水排水の流末や搬入路など市関連部局に対する説明の必要性についても確認しました。

今月 17 日現在、地元の関係 3 自治会のうち既に 1 自治会で説明会が開催されていて、その後も別の自治会への説明会が予定されていることから、事業者に対し、十分住民側の意見や要望に応えるよう、また、それらにより事業計画を変更する場合には県残土条例の担当部署だけでなく、市農業委員会にも速やかに計画変更を提出するよう求めました。これに対し、譲受人、譲渡人双方からこれを基本的に了承する意思表示がなされました。

調査会ではこれを受けて、今後他の自治会等の説明会や市との協議を踏まえて、盛土の高さを初め、意見要望等に対し、申請者側がどう対応し、また、計画に反映していくかを確認するのが第一であるという判断に至りました。調査会ではこの最終的な変更計画を受理した上で、改めて総会に上程するべきものということで一致しました。

以上、第 3 調査会では、今後の周辺住民及び市の関係部局と申請者側との協議が整った上で、再度提出されるであろう変更計画の受理をもって直近の総会に諮るべきものと判断しました。したがって、現時点においてこうした計画変更が提出されていないことから、今総会では継続審議とすべきものと判断しました。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 質疑に入る前に、今、須藤調査会長の説明にもあった関連資料が事務局よりお手元に配布されております。事務局に説明をお願いします。

事務局 それではお手元の資料『農地転用案件（我孫子市字〇〇地先）について関係機関への相談（報告）』についてご説明いたします。これは前回の総会で審議継続中に、県や市の関係部局、または弁護士に総会で出された疑問等に対して確認等を行うべきとの指示を受けて、事務局が関係機関に尋ねたものでございます。

資料 1 をお開けください。ここでは主に農地転用について県担当に尋ねました。

うち質問 2 については、農地法第 5 条の適用範囲について、周辺農地だけでなく、悪影響を与える恐れのある周辺住宅地に対してもその対象になるかとの質問でございます。これに対して県の答えは、あくまで農地に限定しているとのことでございました。

また、質問 3 は、盛土で地盤が高くなることに伴う法面増加による耕作面積の減少を理由に不許可とすることができるかという問いに対して、県からは、もし高さを理由に不許可とする場合には高さ基準の根拠が求められるとのことでした。これは私どもの憶測なん

ですが、例えば条例とか指導要綱とか、明確に基準を示したものが必要だろうということだと思います。

続きまして、資料2、今回申請面積の合計が3,000m²以上であることから、埋め立てに関してはいわゆる県残土条例の適用となります。県の出張機関である東葛振興事務所との協議時には埋め立て業者がまだ事前協議の段階で、正式な申請は上がってはいませんでした。

質問1。「盛土の高さ」について、県では今回の申請において法面の勾配や高さは基準に則して問題ないのではとしています。

質問2. 農地以外、「近接する住宅地への影響」については、業者からの申請後に添付されたデータ資料を基に現地調査等を行うとしています。

質問3. 「水害の危険性」については、既設水路に流末接続するのであれば水路管理者（市治水課）との協議が必要であるとしています。

質問4. 「地元説明会」については、今、須藤調査会長から説明がありましたが、県条例の指導指針では「(住民に対し)、特定事業計画の内容について十分に周知し、理解に努めるとともに、地域の環境保全上の留意点について具体的に協議し、住民からの質問や意見要望等について事業計画に反映すること」としています。

県の担当者からは、地元住民による反対がある中で事業を進めるのは困る、説明会の実施状況報告書が提出された後、住民の要望に対して対処方法を確認することとなるとの答えを得ています。一方、業者の埋め立て計画に対して直接盛土の高さ等、具体的な数字、内容については指導できないが、申請者と住民双方の協議により合意できた結果、例えば盛土高を1m下げるといようなことであれば、それを事業計画に反映してもらうことにしているとのことでした。

続きまして、資料3は、市建設部に対して総会での周辺住宅地への水害の影響について見解を聞いたものでございます。

資料4はこれへの回答でございまして、今回の申請が市の指導基準や要領の適用範囲外であるとしております。ただし、住宅地に近接していることから、事業者が盛土造成において水害等の影響がないことを検討、確認する必要があるとしております。

最後に、資料5は顧問弁護士への相談でございまして。うち相談4については、農地法第5条の解釈について農地への被害防止を宅地まで広げて解釈できるかという質問に対し、そうした解釈ができなくもないとのことでした。もし不許可とするような場合には、例えば雨水排水計画への疑問、必要以上の盛土の高さ、農地法の考える優良農地とはならない、こうした観点から理由を考えたらどうかというアドバイスをいただきました。

関係機関等への相談の報告は以上でございまして。

議長 それではこれより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 ただ今の資料5の平成26年11月11日農業委員会事務局から出されたものに顧問弁護士と出ていますが、農業委員会として顧問弁護士を置いているんですか。

議長 事務局。

事務局 これはカッコ書きで書いてございますとおり、市の地域整備課、こちらが委嘱している弁護士でございます。

阿曾敏夫委員 農業委員会の顧問弁護士じゃないというかたちですね。

事務局 はい、そういうことでございます。

阿曾敏夫委員 それならそれで市の顧問弁護士というかたちで、この顧問弁護士というのは非常勤の特別職として我孫子市長から委嘱されているんだと。農業委員会の顧問弁護士として会長名で委嘱するとかというんだったらいいけど、単なる顧問弁護士という表現じゃ誤解を招くので。あくまでもこれは我孫子市長が委嘱した非常勤の特別職の顧問でしょう。その辺は基を正してちゃんと見解をもらわないと、農業委員会の顧問弁護士のよう
に解釈しちゃうからね。

議長 事務局、その辺はどうですか。

事務局 今、委員のおっしゃるとおり、ちょっとこちらについては誤解を与えるような表記でございました。申し訳ございませんでした。地域整備課のほうでこちらのほうは予算をとって顧問弁護士として行っています。この弁護士は区画整備とか土地問題にかなり精通されていて、地域整備課で既に10年以上、県の顧問弁護士になっている方です。今回はそういった観点から特段こちらのほうの弁護士に相談したものでございます。

阿曾敏夫委員 関連ですが、顧問弁護士に相談したというけど、実際我孫子市の顧問弁護士は〇〇さんでしょう。どなたにこの顧問弁護士に相談した、これは。

議長 事務局。

事務局 おっしゃるとおり市の顧問弁護士は〇〇先生でございますが、今回は地域整備課のほうで予算をとってお願いしている東京の〇〇先生という方でございます。

阿曾敏夫委員 その相談料というのは、我孫子市のほうから支出、負担してくれるわけですね。

事務局 はい。予算のほうは地域整備課のほうで年間を取っておりますので、今回特段こちらのほうで費用が発生したということはありません。

阿曾敏夫委員 分かりました。とにかくこういう紛らわしいような表現だけはよしてください。農業委員会は委嘱した覚えもないし、顧問弁護士という表現じゃちょっと。いくら精通しているといっても、ちょっと見ると事務局が出している資料では農業委員会が委嘱したような弁護士に解釈できますからね。

議長 事務局。

事務局 以後そうしたことに對してきちんとしていきたいと思ひます。氣を付けたいと思ひます。失礼しました。

議長 そのほかありますか。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 ただ今説明がありましたこの転用の案件に関する関係機関への質問に對する答えですと、大体今までの状態で許可をしたほうがいいのではないかとというような答えだというふうに解釈しました。ただ、先ほど調査会長のほうから、計画書の変更がある、その計画書の変更が出てからの協議のほうがいいのではないかとということで、継続という提案をされたと思ひます。これはどういふふうな意味合ひでしょうか。

議長 調査会長。

須藤喜一郎調査会長 今、農業委員会に提出されているもの、それが変更される可能性があるので。それは住民からのいろいろな反対とか要望があつたんでしょう。倉田建材のほうでそれを変更する可能性があるのでということだったんで。じゃそれを出してもら

ってから審議しましょうということにしたんです。

渡辺陽一郎委員 要はそういうことだと。

須藤喜一郎調査会長 そういうことです、はい。

渡辺陽一郎委員 それでは総会でそれを決定しちゃっていいということですか。その変更があってからでいいだろうというかたちだったら、そういうふうなかたちで決めてしまっていいということですか。それとも、先ほど事務局のほう調べてもらった、このままでも通さなければいけないような状態の説明があったもんですから、その辺のところからなかったもので。

須藤喜一郎調査会長 計画書の変更が出てくる可能性があるんだったらそれを待つ。それを審議したほうがいいと私は思ったんです。

渡辺陽一郎委員 それもそう言われるとおりで私も思いましたので、それからプラスこの説明書の話があったもんですから、調査会では継続したほうがいいという、事務局のほうでは説明を関係機関に求めたところ許可したほうがいいんじゃないかというような意見が多かったというところで、ちょっと困ったもんで確認しました。

議長 質問ありますか。

(なし)

いいですか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第1号整理番号1から4について、調査会の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第1号整理番号1から4まで継続審議とすることにいたしました。

なお、今後申請者から周辺住民の意見要望等を踏まえた計画変更の提出があれば、これを受理した上で直近の総会で審議をすることとします。

異議ありませんか。

(異議なし)

異議がないものと認めます。

それでは須藤調査会長は自席にお戻りください。

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書は3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成26年11月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

それでは整理番号1についてご説明いたします。議案資料は15ページからとなります。

申請人は議案第1号整理番号4の譲渡人と同一人で、申請地は我孫子市字〇〇地先で、議案第1号整理番号4の申請地に隣接した場所でございます。登記地目は畑の一筆、面積は170m²です。なお、この申請地は既に許可なく整地されていて、現在、違反転用の状態です。

これに対してこのたび経緯と謝罪を記した始末書が提出されています。内容は、平成10年に周辺住宅地に向けての駐車場の提供を目的に農地転用を行ったものの、今回の申請地については分筆を行い、昭和40年に建てた農業用倉庫をそのまま農地として残していたとのございます。しかし、先の東日本大震災でこの倉庫が一部損壊したため解体撤去を行ったものの、砂埃と近隣に迷惑がかかると案じ、碎石による整地を行ったとのございます。今回駐車場は4台分増設するとのことで、既存の駐車場36台分に加えると合計40台分となりますが、利用はほぼ満杯状況であるとのことです。

事務局からは以上です。

議長 続いて、齋藤第1調査会長より調査結果の報告をお願いします。

齋藤隆調査会長 整理番号1について調査結果を報告いたします。

申請人側の立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

申請地の農地区分については、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は市街化区域に農地を所有していません。事業の見込みについては、申請人所有の駐車場が市街化区域に隣接していることから満杯状態であり、申請地についても駐車場の需要が認められます。資金については既に碎石等が敷かれ、そのまま駐車場として利用することから新たな費用は発生いたしません。

以上のことから農地法第4条の許可要件を満たしています。なお、無許可で碎石を敷いたことに対しては、申請人から謝罪とともに、農地法を理解していなかったのが今後は法

を遵守するとの確約がありました。

以上の内容を基に審議したところ、申請人が深く反省していること、農地復元が難しいことなどを勘案し、第1調査会では全員一致で許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 これより議案第2号整理番号1に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 調査会で議案第2号の1番2番についていつからこういうふうなことになるんだといろいろ聞いたところ、27年前からということで。詫び状なんかを取らないで、本当は農地証明で解決できるんじゃないかなという話も私や掛川委員が申し上げましたけど、実際のところ2番の台帳地目が田で、現況地目は宅地なんですよ。27年も放任しておいたということですが、このようなことのないようにね。実際詫び状まで取ってやるべきかと。27年前にこのような雑種地と宅地になっているというような説明で。当時そこに立ち会ってくれた代理人などからもいろいろ聞きましたけど、実際問題、詫び状まで取る必要はなくて、宅地になっちゃっている現況で税金や何かもちゃんと払っているなら、公にも農地法の許可はいらぬというかたちで救済できるんじゃないかなと思います。今後こういうケースがいろいろあると思いますので、あえて調査会での話の内容をここで披露したような次第です。

議長 意見ということで伺っておきます。そのほかご意見ありますか。

渡辺陽一郎委員。

渡辺陽一郎委員 19ページの構図写しによると、現在もう既に駐車場で何十台、27台ですか、停まっているところも雑種地になっていますよね。これの変更はないんですか。変更はなしでそのまま駐車場として使うということですか。

議長 事務局。

渡辺陽一郎委員 今回の始末書、まあ始末書というほどではないかもしれませんが、詫び状とかなんかはその4台分のところですよ。倉庫が壊れて更地にする時に碎石を敷いて駐車場にしちゃった、申し訳ないというかたちだと思いますけども、それ以外のところも地目を変更されていませんよね。

議長 事務局。

事務局 ○○さんのほうにつきましては、今回4条で出てきた部分のみが転用されて、ほかは一応、以前転用の手続きは取っているそうです。ただ、地目の変更はまだやってないらしいんですけど。本人も今回申請の場所については農業用倉庫を古いまま残していたんだけど、例の東北地震で破損してしまったので取り壊したと。問題は、農地のまま取り壊しただけだったらよかったんですけど、碎石を敷いてしまったと。それで改めてここも含めて駐車場にしたいということが出てきたんです。勝手に碎石を敷いてしまったということで、それは申し訳なかったというような話です。

渡辺陽一郎委員 それなら分かりました。ただ単に図面の名称が雑種地になっているだけの話で、そのほかのところはもう既に地目変更されているというふうなかたちでいいんですね。

事務局 はい。それ以外の土地については、駐車場として使うという正式な転用の手続きはちゃんと取られています。

渡辺陽一郎委員 はい、分かりました。

議長 そのほか意見ありますか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号1について採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1は原案どおり許可することにいたしました。

続きまして、整理番号2を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の同じく3ページでございます。議案資料は21ページからとなります。

申請人は議案第1号整理番号1の申請人と同一人で、申請地は同じく我孫子市○○○字○○地先、議案第1号整理番号1の申請地にほど近い場所にあります。登記地目は田の一

筆、面積は507m²です。転用目的及び事由は駐車場でございます。

なお、この申請地も既に長い間許可なく駐車場整備が行われていて、違反転用の状況です。これに対して、整理番号1同様、始末書が提出されています。違反の内容は、平成元年及び翌2年に申請人の祖父が建築した申請地隣の賃貸集合住宅2棟、計25戸のため、27台収容の専用駐車場を農地法の転用許可を受けずに同時期に開設したものでございます。

事務局からは以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続いて、斉藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

齋藤隆調査会長 申請人は市街化区域に農地を所有していますが、既に駐車場、アパートとして利用されており、市街化区域内では利用可能な農地はありません。事業の見込みについては、申請地に接した申請人所有のアパート2棟向けの駐車場であります。現状ほぼ満杯状態であり、申請地についても駐車場の利用が認められております。既に舗装され、そのまま駐車場として利用することから、新たな費用は発生いたしません。隣接する農地は申請人所有で、農地の影響は認められません。

以上のことから農地法第4条の許可要件を満たしています。なお、無許可で碎石を敷いたことに対しては、申請人から謝罪とともに、農地法を理解してなかったのが今後は法を遵守するとの確約がありました。

以上の内容を基に審議したところ、第1調査会では全員一致で許可相当と判断しました。以上です。

議長 これより議案第2号整理番号2に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 議案資料の23ページの上から3段目、これは隣接農地所有者（耕作者〇〇氏（〇〇氏、子息））ですか。この戸籍の記載や何かでこういう「子息」という記載方法はないと思いますが、これは「子」でいいじゃないですか。

議長 事務局。

事務局 委員には以前もそういうご指摘を受けたのに、今回はその申請についてちょっと見逃してしまいました。今おっしゃるとおり「子」でございます。

阿曾敏夫委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号2について採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2は原案どおり許可することにしました。

続きまして、整理番号3についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書は同じく3ページです。議案資料は27ページからとなります。

太陽光発電施設を設置するために農地転用の許可申請を行うものです。申請地は〇〇字〇〇地先の地目・畑、面積は1,077m²、JR〇〇駅の東約1kmに位置しています。申請人は〇〇に住む方です。80歳を超える高齢の方で、今後農業を続けるのに不安を持っていたところ太陽光発電事業を知り、施設の建設に至ったとのことでございます。施設建設費の税込〇〇〇〇万〇,000円については全額自己資金から支出する計画です。これは預金の残高証明書により確認できています。

東京電力への売電価格は1kwh当たり税別32円で、20年の固定買い取り契約となっています。

なお、埋蔵文化財の包蔵地申請手続きが行われていますが、計画には支障ございません。その他の法令については特にありません。

事務局からは以上でございます。

議長 続いて、斉藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

齋藤隆調査会長 整理番号3について調査結果を報告いたします。

申請人の立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

申請地の農地区分については、農業用公共投資の対象になっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。ここは申請人の所有農地では最も遠くにあり、しかも非常に高い樹木等、日影の心配がなく、緩やかな下り斜面で条件が申し分ないことから選定をしたとのことです。申請地は整地のみ行い、雨水については敷地内自然浸

透とし、また周辺をフェンスで囲み、隣接土地には迷惑をかけないようにするとのことです。

以上の内容を基に審議したところ、第1調査会では農地法第4条の立地基準や目的実現の確実性、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

議長 これより議案第2号整理番号3に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号3について採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号3は原案どおり許可することにいたしました。

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1を議題といたします。

事務局、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成26年11月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

それでは整理番号1についてご説明いたします。議案資料は33ページからとなります。

所有権移転により、太陽光発電施設の設置を目的に農地転用の許可申請を行うものです。申請地は〇〇〇字〇〇地先の地目・畑、面積は912m²、JR〇〇駅の北東約1kmに位置しています。

譲渡人は〇〇に住む方二人でございます。申請地は耕作されておらず、簡易な鶏舎を設置していたものの老朽化が激しく、放置状態であったとのことでした。

一方、譲受人は布佐の法人です。申請地を買い取り、太陽光発電施設を設置するものがございます。土地取得資金〇〇〇万円及び施設建設資金〇〇〇〇万〇,000円については全額自己資金で賄う計画です。これは預金の残高証明書により確認できています。

なお、東京電力への売電価格は1kwh当たり税別32円で、20年の固定買い取り契約となっております。

他の法令については特にありません。

事務局からは以上でございます。

議長 続いて、斉藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

齋藤隆調査会長 整理番号1について調査結果を報告いたします。

申請人の立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

申請地の農地区分については、農業用公共投資の対象になっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。土地はかなり老朽化した鶏舎と古木が数本見られ、いわゆる耕作放置状態であると思います。しかし、それを撤去したあかつきには日照がよくなることから今回の計画に至ったものです。申請地は整地のみ行い、雨水については敷地内自然浸透とし、また周囲をフェンスで囲み、隣接土地には迷惑がかからないようにするとのことでした。

以上の内容を基に審議したところ、第1調査会では農地法第5条の立地基準や目的実現の確実性、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

議長 これより議案第3号整理番号1に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号整理番号1について採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第3号整理番号1は原案どおり許可することにいたしました。

続きまして、整理番号2についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書は同じく4ページです。議案資料は39ページからとなります。

太陽光発電施設を設置するために、賃借権の設定により農地転用の許可申請を行うものです。申請地は〇〇〇字〇〇〇地先の地目・畑の二筆、合計面積は667m²、JR〇〇駅の北東約1kmに位置しております。

譲渡人は〇〇〇〇〇に住む方です。亡くなった夫から相続したものの鶏舎を維持できな

いでいて、土地の有効利用を考えていたとのことでした。

一方、譲受人は東京都品川区の法人です。インターネット等、幅広く事業を定款に定めています。太陽光発電事業については明記していないため、許可後速やかに追記すると覚書が届いております。施設建設費の税込〇〇〇〇万円については全額自己資金から支出する計画です。これは預金の残高証明書により確認できております。

なお、東京電力への売電価格は1kwh 当たり税別 32 円で、20 年の固定買い取り契約となっております。

他の法令については特にありません。

事務局からは以上です。

議長 続いて、斉藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

齋藤隆調査会長 整理番号2について調査結果を報告いたします。

申請人及び代理の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地の農地区分については、農業用公共投資の対象になっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請地は盛土、切土などは行わず、雨水については敷地内の自然浸透とし、また周辺をフェンスで囲み、隣接土地には迷惑がかからないようにするとのことでした。

以上の内容を基に審議したところ、第1調査会では農地法第5条の立地基準や目的実現の確実性、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

議長 これより議案第3号整理番号2に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ありませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号整理番号2について採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第3号整理番号2は原案どおり許可することにいたしました。

続きまして、整理番号3についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書は同じく4ページです。議案資料は45ページからとなります。

申請地は〇〇〇字〇〇〇地先の地目・畑の二筆、合計面積は1,033m²です。整理番号2の申請地に隣接していて、譲渡人は2と同一人でございます。

譲受人は〇〇〇にお住いの方です。賃借権の設定により農地転用の許可申請を行うものです。施設建設費の税込〇〇〇〇万〇,000円については全額銀行からの融資を見込み、これをその証明書により確認できています。

なお、東京電力への売電価格は1kwh 当たり税別32円で、20年の固定買い取り契約となっております。

他の法令については特にございません。

事務局からは以上です。

議長 続きまして、斉藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

齋藤隆調査会長 整理番号3について調査結果を報告いたします。

申請人及び代理の立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

農地区分については、農業用公共投資の対象になっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。この申請地は盛土、切土などは行わず、雨水については敷地内自然浸透とし、また周辺をフェンスで囲み、隣接土地には迷惑がかからないようにするとのことでした。

以上の内容を基に審議したところ、第1調査会では農地法第5条の立地基準や目的実現の確実性、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致で許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 これより議案第3号整理番号3に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺陽一郎委員。

渡辺陽一郎委員 申し訳ない。参考に伺いたいんですけども、2と3がほぼ同じ場所で譲渡人が同じなのに、譲受人が変わるのはどういう訳かお聞きになりましたか。

議長 事務局どうですか。

事務局 それについては特段こちらのほうには説明がございませんでした。

渡辺陽一郎委員 本当にすぐ隣で、一遍にやっしまえばそれで済むことなのに、わざわざ変えてある理由があるのかなと思ったんです。

議長 事務局。

事務局 そうとも取れますけれど、まあこれは民間の経済行為でございますので、お金もかなりかかるということで、多分そういうふうなことになったのではないかと推測いたします。

渡辺陽一郎委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号整理番号3について採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第3号整理番号3は原案どおり許可することにいたしました。

続きまして、整理番号4についてを議題といたします。

事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは整理番号4について説明いたします。議案書は5ページでございます。議案資料は51ページからとなります。

所有権移転により、太陽光発電施設の設置を目的に農地転用の許可申請を行うものです。申請地は〇〇字〇〇〇地先の地目・田、面積は〇〇〇m²、JR〇〇駅の北西約1.5kmに位置しております。譲渡人は〇〇〇〇〇に住む方です。一方、譲受人は整理番号3と同一人で、〇〇〇にお住いの方です。

先月の第10回総会で許可相当とされた土地でございますが、その後譲受人から申請許可の取り下げがございましたため、新たな譲受人により今回許可申請されたものでございます。取り下げについては議案書17ページに報告されております。後ほど報告いたします。

譲渡人は長い間草刈り等の管理のみを行っておりました。申請地は南側に高い樹木等もなく、日照条件もよいことから申請に至りました。用地取得費〇〇万円は譲受人が全額自己資金で、また、施設建設費約〇〇〇〇万円については法人より融資を受ける計画でございます。これは融資証明書により確認しております。

なお、東京電力への売電価格は1kwh 当たり税別 32 円で、20 年の固定買い取り契約となっております。

他法令については特にありません。

事務局からは以上でございます。

議長 続いて、斉藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

齋藤隆調査会長 整理番号4について調査結果を報告いたします。

譲渡人と譲受人の代理の立会いにより、現地調査を行い、審議いたしました。

申請地の農地区分については、農業用公共投資の対象になっていない農地であることから第2種農地と判断いたしました。譲渡人は高齢の方で、本人は除草等の管理もできなくなっているとのことです。申請地は整地のみ行い、雨水については敷地内自然浸透とし、また周辺をフェンスで囲み、隣接土地には迷惑がかからないようにするとのことです。また、隣地耕作者にも意見を求めたところ、蚊の発生が抑えられることから非常によい反応であったとのことです。

なお、申請地には私道を通行しないと入れないことから、今回の申請を機会に通行使用承諾書が提出されました。

以上の内容を基に審議したところ、第1調査会では農地法第5条の立地基準や申請目的の実現の確実性、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

議長 これより議案第3号整理番号4に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号整理番号4について採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号4は原案どおり許可することにいたしました。

続きまして、整理番号5についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書は同じく5ページです。議案資料は57ページからとなります。

申請地は〇〇〇〇〇字〇〇地先の地目・田、面積は〇〇〇〇m²です。譲渡人は〇〇〇〇〇〇にお住いの方で、譲受人は譲渡人の子が代表を務める法人となります。使用貸借権の設定により、この法人が手掛ける太陽光発電施設設置に係る資材置き場を設けるものでございます。

他の法令については特にありません。

事務局からは以上でございます。

議長 続いて、斉藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

齋藤隆調査会長 整理番号5について調査結果を報告いたします。

申請人及び代理の立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

申請地の農地区分については、農業用公共投資の対象になっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。なお、申請地の一部で既に埋め立てが行われていた箇所があり、農地法の申請を行ったということで始末書が出されています。今後、遵法の誓いが表明されております。

以上の内容を基に審議したところ、第1調査会では農地法第5条の立地基準や目的実現の確実性、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致で許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 これより議案第3号整理番号5に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号整理番号5について採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号5は原案どおり許可することにいたしました。

続きまして、整理番号6についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書は同じく5ページです。議案資料は63ページからとなります。

太陽光発電施設を設置するために、賃借権の設定により農地転用の許可申請を行うものです。申請地は〇〇〇字〇〇地先の地目・田の3筆、合計面積は1,162m²で、JR〇〇駅の南約600mに位置しております。

譲渡人は〇〇〇〇〇に住む方です。高齢で農作業が難しく、土地の有効利用を考えていたとのこと。一方、譲受人は布佐の法人です。賃借権を設定し、太陽光発電施設を設置するものです。施設建設資金〇〇〇〇万〇,000円については金融機関からの借入れを予定しています。これは融資振込証明書により確認できています。

なお、東京電力への売電価格は1kwh 当たり税込み42円でございます、20年の固定買い取り契約となっております。

他の法令については特にございませぬ。

事務局からは以上です。

議長 続いて、斉藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

齋藤隆調査会長 整理番号6について調査結果を報告いたします。

申請人及び代理の立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

申請地の農地区分については、農業用公共投資の対象になっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。

しかしながら、譲渡人がこの土地を昭和41年に購入した時には既に田が埋められていたとのこと。譲渡人からはこの間、農地転用の許可申請を行っていたことに対し、始末書が提出されており、反省と謝罪が述べられております。

なお、この申請地は盛土、切土などは行わず、雨水については敷地内自然浸透とし、また周囲をフェンスで囲み、隣接土地には迷惑がかからないようにするとのこと。

以上の内容を基に審議したところ、第1調査会では農地法第5条の立地基準や目的実現の確実性、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致で許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 これより議案第3号整理番号6に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号整理番号6について採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号6は原案どおり許可することにしました。

続きまして、整理番号7についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書は6ページでございます。議案資料は69ページからとなります。

太陽光発電施設を設置するために、賃借権の設定により農地転用の許可申請を行うものです。申請地は整理番号6の隣地で、〇〇〇字〇〇地先の地目・田一筆、面積は968m²です。譲渡人は〇〇〇〇〇にお住いの方で、譲受人は譲渡人の子が代表を務める法人となります。賃借権を設定し、太陽光発電施設を設置するものです。こちらは整理番号5と申請人が同一でございます。施設建設費税込み〇〇〇〇万円については、主に金融機関からの借入を予定しています。これは残高証明書により確認しております。

なお、東京電力への売電価格は1kwh 当たり税込み42円で、20年の固定買い取り契約となっております。

他の法令については特にありません。

事務局からは以上です。

議長 続いて、斉藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

齋藤隆調査会長 整理番号7について調査結果を報告いたします。

申請人及び代理の立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

申請地の農地区分については、農業用公共投資の対象になっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。

しかしながら、整理番号6と同様、譲渡人がこの土地を昭和41年に購入した時には既に田が埋められていたとのことです。譲渡人からはこの間、農地法の許可申請を怠っていたことに対し、始末書が提出されており、反省と謝罪が述べられています。

なお、この申請地は盛土、切土などは行わず、雨水については敷地内自然浸透とし、また周囲をフェンスで囲み、隣接土地には迷惑がかからないようにするとのことです。

以上の内容を基に審議したところ、第1調査会では農地法第5条の立地基準や目的実現の確実性、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致で許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 これより議案第3号整理番号7に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

中村委員。

中村良男委員 売電価格が42円となっていますが、間違いありませんか。

議長 事務局。

事務局 税別42円でございます。

中村良男委員 今まで32円だったから。ここだけ42円なのは時期が違うからですか。

議長 事務局。

事務局 私もそれを確認したら、例えば1年ちょっと前でしょうか、一番早期に申請したということで、その申請時の価格がこの42円税別ということだそうでございます。

中村良男委員 はい、分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号整理番号7について採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号7は原案どおり許可することにしました。

続いて、議案第4号「農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について」を議題といたします。願い出の件数は1件です。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書7ページをお開きください。議案資料は75ページからとなります。

議案第4号「農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について」。下記のとおり申請

があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 26 年 11 月 25 日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

今回の申請は農地として使用するため、買い受け目的は第 3 条「耕作目的」となります。願出人は日秀在住の農業者で、〇〇字〇〇〇の畑一筆のほか〇〇字〇〇〇の田二筆、計 1 万 1,355m²の公売に参加し、買い受けしようとするものでございます。

農業経営の実態については議案書 91 ページです。経営耕地面積は田、畑合わせて 1 万 1,355m²です。また、世帯員従事者は申請者のほか妻と子がいます。トラクターを初め、田植え機、軽トラックを保有しています。入札により買い受けできたあとはハウレンソウの水耕栽培を計画しているとのことです。

事務局からは以上です。

議長 その結果について斉藤調査会長から報告をお願いします。

齋藤隆調査会長 議案第 4 号について調査結果を報告いたします。

願出人は日秀に住んでいて、今回の公売所在地は 1.5km から 2 km の近さにあり、車で 8 分から 10 分程度で通えるとのことです。なお、現地調査において議案資料の従事日数が年間 90 日となっていることから尋ねたところ、実際には 180 日が正しいことが分かり、その後農地の経営状況に関する申告書とともに改正を行いました。

以上、議案第 4 号について農作業常時従事要件、下限面積要件等を満たしていることから、農地の公売の参加に係る買受適格を証明すべきものと全員一致で判断しました。

以上です。

議長 これより議案第 4 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 4 号の買受適格証明書を交付することについて賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 4 号は原案どおり買受適格証明書を交付することにしました。

続いて、議案第 5 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議案といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 8 ページをお開きください。議案資料は 92 ページからとなります。

議案第5号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成26年11月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

新規設定が7件、再設定が4件、所有権移転が3件で、合計で14件となります。

整理番号1は、〇〇〇地先の田3,000m²について〇〇市の農業者が使用貸借権を設定するものです。整理番号2から4は、市内の特定非営利活動法人が〇〇〇〇字〇〇〇地先の田ほか合計10筆、総面積3,524m²を3人の地権者から3年間借り受けするものです。整理番号5と6及び14については、柏市の農業生産法人が〇〇〇字〇〇〇地先の田ほか合計10筆、総面積1万6,411m²を3人の地権者からいずれも10年間借り受けするものです。整理番号7は、〇〇〇地先の田二筆、合計面積4,926m²について3年間賃借権を設定するものです。

続いて再設定です。

整理番号8及び9は、〇〇字〇〇〇地先の田、合計8筆、総面積5,719m²を布佐平和台に住む農業者が借り受けるものです。整理番号10は、〇〇〇〇地先の田4筆、合計面積5,438m²を借り受けするものです。

整理番号11から13は所有権の移転です。市内の農業生産法人が3人の地権者から〇〇〇〇地先ほか、地目・田、合計5筆、総面積9,417m²を購入するものです。

事務局からは以上です。

議長 議案第5号について調査会長から調査結果の報告をお願いします。

齋藤隆調査会長 それでは議案第5号について調査結果を報告いたします。

整理番号1は、申請地の田を祖父から無償で10年間借り受けするものです。

整理番号2から4については、このNPO法人から農地を効率的に利用して耕作を行うこと、地域の農業活動の協力や地域の取り決めに遵守することに確約書が提出されております。なお、賃借料はいずれも10アール当たり2万円です。

整理番号5と6及び14の借受人の経営実態は資料107ページのとおりです。トラクターと大型農機具も取りそろえています。なお、賃借料はいずれも10アール当たり玄米120kgです。

整理番号7の賃借料は、10アール当たり9,000円及びコシヒカリ玄米18kgとのことです。

整理番号8については無償で6年間、整理番号9は年額9万5,540円の賃料で3年間借り受けするものです。

整理番号 10 については、10 アール当たりコシヒカリ一等米 90kg で 10 年間借り受けするものです。

整理番号 11 から 13 は農業生産法人が田を購入するとのことです。媒体単価は、整理番号 11 が 10 アール当たり〇〇万円、整理番号 12 及び 13 が同じく〇〇万円とのことです。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 1 調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案第 5 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 この間調査会でこの NPO 法人手賀沼トラスト、これについて農政課から実績についての資料を総会に出すという話を事務局から聞いたんですが、その報告書はないけどどうなんですか。

議長 事務局。

事務局 手賀沼トラストは今年の 3 月から農地を借りて農業に参入しております。農業に参入した法人は年に 1 回、借りてから 1 年たったあとの決算月の 3 ヶ月以内に農政担当課に報告書を出すとなっておりますけれども、先ほど言いましたようにまだ 1 年たってないので、恐らく来年の 3 月以降に就農日数だとかを含めた報告書が出てくる予定です。ですから、今の時点では存在しないということになります。

以上です。

阿曾敏夫委員 たまたま調査会で実績報告書を出してくれるような話があったもんですからね。その辺じゃあ出ないということですね。あの時の発言が違っていたということですね。

議長 事務局。

事務局 今、説明したとおりでございまして、来年 3 月以降に提出されるものと思いま

すので、提出されましたら何らかのかたちで皆さんにお示ししたいと思います。

阿曾敏夫委員 関連ですが、この法人の認証者はだれですか。千葉県知事、それとも。この確約書なんて我孫子市長に出しているものですから。法人の認証者。

事務局 千葉県知事と認識しております。

阿曾敏夫委員 はい、分かりました。

議長 いいですか。

阿曾敏夫委員 はい。

議長 そのほか意見ございませんか。

(なし)

ありませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第5号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号については原案どおり決定することにしました。

斉藤調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

以上で、審議案件についてはすべて終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号及び第2号となります。

報告第1号は農地法第5条の規定による許可申請の取り下げです。譲受人が資金の調達が見つからず、取り下げに至ったものでございます。

続きまして、報告第2号は農地法第5条の規定に係る転用の届出で、4件受理いたしました。転用目的及び転用事由はいずれも宅地でございます。市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局長処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものでございます。

以上です。

議長 報告第1号から2号までを報告させていただきました。何かご意見がありましたら。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 先ほど戸籍の上で子供のことを子息と。昔は農業委員会では長男、長女、次女、三女、次男、三男なんて書いてあったけど、戸籍の改正になって子とかたちで表現されました。その根拠を委員の皆さんに面倒でも。昔渡されたことがあるんだけどね、やっぱり事務局もその辺をわきまえてないとみえます。子息なんて書いてあるから。この際意識を改めるように調べて出してくれますか。

議長 はい。じゃ調査して、その後お知らせします。

そのほかございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、我孫子市農業委員会平成26年第11回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人